

補助金交付申請書

(宛先) 前橋市長

事業成長・事業継続に課題を抱え、その解決に向け商工会議所・商工会の支援を受けて経営計画を策定しました。ついては、令和6年度前橋市経営計画実行補助金の交付を受けたいので、誓約・同意事項に誓約・同意の上、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

本社所在地又は 住民票所在地			
名称			
役職名		代表者氏名	
発行責任者		電話番号	
申請担当者		電話番号	
従業員数		創業年月日	年 月 日
業種	大分類		中分類
市内事業所所在地	前橋市		

2 申請内容

補助事業の目的及び 内容			
補助対象経費	円(税抜)		
交付申請額	円(対象経費×2/3 千円未満切捨、上限20万円)		
事業実施予定期間	申請受付日から 令和 年 月 日 まで (令和7年2月28日までに事業完了・報告すること)		

3 誓約・同意事項

- 要項記載事項を承諾、遵守し、交付申請を行います。
- 市税の収納状況等、法人(個人)情報について前橋市産業経済部産業政策課職員が閲覧、収集することに同意します。
- 前橋市から本補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合、これに応じます。
- 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団等」という。))には該当しません。このことについて前橋市が官公署に照会を行い必要な情報を照会・取得することに同意します。
- 本補助金における補助対象経費については、本補助金以外の申請を行いません。
- 本補助金における補助事業終了後も3～5年の計画期間中、前橋商工会議所、前橋東部商工会または富士見商工会からの継続支援を受けます。
- 補助事業は自らの責任において行い、前橋市に対して賠償請求等を行いません。
- 申請事業に関連する各種法令について自ら確認し、これを遵守します。

4 添付書類

- 別紙1
- 別紙2
- 見積書(メーカー・型番等の明記されたもの)
- 法人の場合 登記、直近の決算書(表紙・貸借対照表・損益計算書・製造原価明細書又は一般管理費明細書・株主資本等変動計算書・個別注記表)
- 個人の場合 事業所在地等を証明できる書類(代表者の住民票、自動車運転免許証等)、確定申告書(受付印のある申告書・収支内訳書又は所得税青色申告決算書)
- 1年未満追加資料 試算表、開業届、特定創業支援を受けたことの証明
- 支援計画書(様式第9号)